

不当決定に抗議するとともに、島崎氏尋問に向けて全力を尽くす

2017年3月30日

大飯原発訴訟福井弁護団

本日、広島地方裁判所は、四国電力伊方原発の運転差止仮処分を求める住民の訴えを却下してしまいました。

今回の決定も、福島原発事故前の原発訴訟のあり方に対する反省を欠く不当決定といえます。

一方、今回の広島地裁決定は、原発の安全性に確信を持ってかかる決定を出したわけではありません。

同決定は、「(基準地震動に関する)四国電力の想定の合理性の有無について確証を得るにはなお慎重な検討を要すべき問題がある」とした上で、「しかし、そのような検討には、例えば、地震学者、原子力規制委員会の関係者等の証人尋問を実施して関連事実(例えば、地震学会における学説の状況、原子力規制委員会における審査の経緯等)を慎重に認定する作業が不可欠であるが、そのような証拠調べは、本案訴訟で行われるべきであって、本件のような仮処分手続きにはなじまない」としています。したがって、広島地裁決定は、仮処分という手続の特殊性から出されたものと考えべきであり、同決定は、原発の安全性にお墨付きなど与えてはいません。むしろ、我々弁護団が遂行しているような本案訴訟において、地震学者等の証人尋問を行う必要性こそ、指摘しているのです。

福島原発事故後6年を経ても、いまま被害が拡大し続けている現状を前に、司法は改めて人権の最後の砦としての役割に立ち返るべきです。私たち弁護団一同は、この不当決定に強く抗議するとともに、来たるべき島崎邦彦氏の証人尋問などを通じて、規制委員会の判断が今日の科学的知見を踏まえていないこと等を強く訴え、歴史的な一審判決を維持・発展すべく、全力を尽くしていきます。